きは議長これを決す。

第九條　党大會は中央執行委員長執行委員若干名を選出するものとす。

第二節　中央執行委員會

第十條　中央執行委員會は次期大會に至る迄の最高決議機関にして大會に対し責任を負ふものとす。

第十一條　中央執行委員會は書記長及會計各一名を選任す。

第十二條　中央執行委員會は必要に應じ組織、宣傳、教育、調査、産業、國際、財政、機関紙編輯、議會対策等の部門を設くることを得。

第十三條　各部門は中央執行委員會の統制を受く。

第十四條　各部門は部長一名部員若干名を以て構成し中央執行委員會之を任免す。

第三章　本部役員

第十五條　本部に左の役員を置く。(一)中央執行委員長一名。(二)書記長一名。(三)會計一名。(四)部長若干名。

第十六條　中央執行委員長は党を代表し党務を総轄す。

第十七條　書記長は中央執行委員長を補佐し党務を処理す。

第十八條　会計は党の會計事務を処理す。

第十九條　各部長は当該部門の活動を統轄す。

第二十條　党役員の任期は一ケ年とす、但し再選を妨げず。

第四章　地方支部

第一節　府縣並に特別都市支部聯合會

第廿一條　各府縣又は特別都市に於て二個以上の支部ある場合支部聯合會を組織するものとす。

第廿二條　支部聯合會には左の機関を設くるものとす。一、大會　二、執行委員會。

第廿三條　支部聯合會の大會代議員は支部より選出するものとし其の選出比率は別表の定むる所に依る。

第廿四條　支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を得る事を要す。

第二節　支部

第廿五條　支部は中央執行委員會の承認を経て地理的區画により党員五十名